

建築士法に基づく島根県指定登録機関指定要綱

平成23年12月27日
建 第 1144 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築士法（昭和25年法律202号。以下「法」という。）第10条の20第1項の規定に基づき、島根県知事（以下「知事」という。）が、都道府県指定登録機関（以下「指定登録機関」という。）を公正かつ適正に指定するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(指定の基準)

第3条 法第10条の20第2項の規定による指定登録機関の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5に定める指定の基準（以下「指定基準」という。）に適合するものとする。
2 知事は前項の指定基準の運用について「建築士法に基づく島根県指定登録機関指定基準」により定めるものとする。

(指定の申請)

第4条 知事は、指定登録機関の指定に係る申請（以下「申請」という。）の期間を必要に応じて定めるものとする。この場合において、当該申請の期間などについて必要な事項を「建築士法に基づく島根県指定登録機関募集要領」により定め、土木部建築住宅課ホームページで公表するものとする。
2 申請は、前項の規定による期間において、「指定登録機関指定申請書（別紙様式1）」に次の書類を添えて、正本1部、副本1部を提出することにより行うこととする。
一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び決算書
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四 申請に係る意思の決定を証する書類
五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
六 現に行っている業務の概要を記載した書類
七 法10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
八 指定申請者が法10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面（別紙様式2）
九 その他参考となる事項を記載した書類

(審査の方法及び指定の決定)

第5条 知事は、申請があった場合において、前条第2項により提出された申請書類に記載された内容について、第3条に掲げる指定基準により審査し、1者を決定する。

(指定通知及び公示)

第6条 知事は、指定登録機関の指定を行った場合、指定した者へその旨を通知するとともに、島根県報で公示するほか、土木部建築住宅課ホームページで公表する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、指定登録機関の指定に必要な事項は、土木部建築住宅課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月27日から施行する。

別紙様式 1)

指定登録機関指定申請

平成 年 月 日

島根県知事 溝口 善兵衛 殿

申 請 者

印

建築士法第 10 条の 20 第 1 項の規定による都道府県指定登録機関の指定を受けたいので、同条第 2 項の規定に基づき申請します。

- 1 主たる事務所の名称及び住所
- 2 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び住所
- 3 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

平成 2 4 年 4 月 1 日

備考 申請書へ次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録、貸借対照表及び決算書
- (3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (4) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (7) 法第 10 条の 20 第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 10 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- (8) 指定申請者が法第 10 条の 20 第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 10 条の 5 第 2 項各号に該当しない旨を誓約する書面
- (9) その他参考となる事項を記載した書類

※別紙（申請書添付書類の記載事項について）参照

別紙様式2)

誓 約 書

申請者である法人及び当該法人の役員が、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

申請者の氏名又は名称.....印
(署 名)

島根県知事

記

- 1 一般社団法人及び一般財団法人以外の者であること。
- 2 建築士法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年経過しない者であること。
- 3 建築士法第10条の16第1項又は第2項の規定により指定を取消され、その取消の日から起算して2年経過しない者であること。
- 4 その役員のうち、次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 建築士法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年経過しない者であること。
 - ロ 建築士法第10条の7第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して2年経過しない者であること。

(別紙) 申請書添付書類の記載事項について

(7) 法第10条の20第3項の規定により読み替えて準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

記載事項

- ・ 二級建築士等登録事務の実施場所、実施体制（職員配置計画等）
- ・ 二級建築士等登録事務の実施項目、実施方法、標準処理期間
- ・ 個人情報保護に関する規程の有無
（有の場合は当該規程を添付、無しの場合は作成予定年月を記載してください。）

(9) その他参考となる事項を記載した書類

記載事項

- ・ 二級建築士等登録事務に携わる職員の資格
（建築士、建築基準適合判定資格者の資格を明示）
- ・ 建築士の品位及びその業務進歩改善に資する活動の実績
（講習会等の実績について自主事業、受託事業の区分を明記し、過去3年分を記載）
- ・ 建築士登録閲覧システムの敷設に関する状況
（予定の場合は実施時期を明示）

※（注）記載内容が不明な場合等において、追加の書類を求める場合があります。